

第2号議案：（仮称）生涯学習センターについて

令和4年度をもって鳥栖市勤労青少年ホームを廃止し、令和5年度より（仮称）鳥栖市生涯学習センター（旧 田代まちづくりセンター分館）の供用開始を予定している。これに伴い、（仮称）鳥栖市生涯学習センターの整理の方向性について、次のとおり提案する。

施設の目的（案） 生涯学習の振興及び普及

施設の名称（案） 鳥栖市生涯学習センター

条例（案） 鳥栖市生涯学習センター条例

理由

鳥栖市勤労青少年ホームは、昭和45年、中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的に建設され、その後、昭和61年に生涯学習機能を持つ施設に目的変更された経緯を持つ。これまで、スポーツ室、調理室、研修室等の利用、市生涯学習課自主事業として、陶芸教室、茶道等といった取組を行うとともに、必要に応じて、夏休みにおける学童保育施設としても利用を行っている。管理は、市会計年度任用職員（一部、シルバー人材センター委託）により行い、利用料を徴収している。本施設は建物の老朽化を理由に令和4年度をもって廃止、これに替わるものとして、令和4年度旧田代まちづくりセンター分館を改修し、令和5年度から（仮称）鳥栖市生涯学習センターの供用開始を予定している。

（仮称）鳥栖市生涯学習センターにおける今後の整理の方向性として、これまでの鳥栖市勤労青少年ホームの生涯学習機能を継承するとともに、利用料等の取り扱い等についても、鳥栖市勤労青少年ホームを基本に、市内まちづくりセンター等との整合性を図りつつ、条例を立案していく方向性で取組むこととする。

また、名称については、他自治体の事例では、愛称等が設けられているが、本施設においては、まずは、その施設目的を端的に表すことで、市民に広く知っていただくことを期待し「鳥栖市生涯学習センター」とする。

なお、本施設の整理の方向性について、社会教育委員定例会の承認後、周知期間の確保を踏まえ、条例について、市議会12月定例会への議案上程を目標に取り組むこととする。

参考：別紙「参考資料」